

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

箕面市上下水道企業管理者

申請者

住所

氏名

この度、箕面市 番地内において、臨時の用に使用するため給水を受けることについて、下記のとおり誓約します。

記

- 1 期間 年 月から 年 月までとします。
- 2 期間を延長する場合は、事前に延長を申し出ます。
- 3 期日満了後は、既設管の復旧、分水栓止め等を速やかに行います。
- 4 給水装置の使用中止、所有権の移転等があった場合は、必ず届け出ます。
- 5 この給水の承認を受けた者の相続人は被承継人が有していた承認に基づく地位を承継します。
- 6 開栓時及び閉栓時には所定の手続きを行います。

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

箕面市上下水道企業管理者

申請人

住所

氏名

この度箕面市 番地先に共同住宅を建設するに当たり、
箕面市上下水道局と「共同住宅の水道供給に関する協定」を締結し、各戸に遠隔
指示量水器を設置しますので、下記事項について誓約します。

記

- 1 遠隔指示量水器、集中検針盤等については、当方で責任をもって維持管理します。
- 2 遠隔指示量水器、集中検針盤等の故障取替(金属メーター6年、プラスチックメーター8年)は当方で責任をもって処理します。
- 3 貯水槽以降における漏水等の修繕は、当方で責任をもって処理します。
- 4 使用者からこの誓約事項に関し異議があっても、当方で責任をもって処理します。
- 5 所有権が第三者に移転したときは、この誓約に定める全ての義務を新たに所有権を取得した者が承継するものとします。なお、承継者が本誓約事項に関し異議あるときは、当方で責任をもって処理します。

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

箕面市上下水道企業管理者

申請人

住所

氏名

この度箕面市 番地先に共同住宅を建設するに当たり、
貴殿より各戸に遠隔指示量水器を設置するよう指示されましたが、設置することができませんので、下記のとおり誓約します。

記

- 1 各戸の量水器の検針及び集金は当方で責任をもって行います。
- 2 貯水槽以降における漏水等の修繕は当方で責任をもって処理します。
- 3 使用者からこの誓約事項に関し異議の申立てがあっても、当方で責任をもって処理します。
- 4 所有権が第3者に移転したときは、この誓約に定める全ての義務を新たに所有権を取得した者が承継するものとします。

なお、承継者が本誓約事項に関し異議あるときは、当方で責任をもって処理します。

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

箕面市上下水道企業管理者

申請人

住所

氏名

この度箕面市 地で外部工事を施工するに当たり、
下記につき誓約します。

記

- 1 盗水等の違反をしないように、厳重に管理します。
- 2 維持管理を厳重にするとともに漏水、事故等が発生したときは、直ちに当方で責任をもって処置します。
- 3 後日、建築工事等の施行に当たり、給水管の口径が不適當となった時は、当方の責任をもって工事を行います。
- 4 本誓約書に係る工事について承認を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた承認に基づく地位を承継するものとします。